

アルメニア共和国知的財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 AM. I
委 任 状	附属書 AM. II

略語のリスト

国内官庁： アルメニア共和国知的財産庁
P L： 特許法

指定（又は選択）官庁 AM	アルメニア共和国知的財産庁	概要 AM
------------------	---------------	----------

国内段階に入るための要件の概要

国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める
回復手数料	AMD 15,000
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アルメニア語
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正したもののみ）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認めない
国内手数料	通貨：アルメニア・ドラム(AMD) 特許及び短期特許： 出願手数料 ¹ AMD 20,000 5個を超える各請求の範囲の追加手数料 ¹ AMD 5,000 優先権主張手数料、各優先権 AMD 10,000 第2年度及び第3年度の年金、各年 AMD 20,000
国内手数料の免除、割引又は払戻し	特許及び短期特許の取得並びに維持のための国内手数料は、出願人が自然人又は従業員25人未満の法人の場合には75%減額され、従業員25人から100人の法人の場合には50%減額される
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ²	出願人がアルメニアに居住していない場合には、代理人の選任 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列表
誰が代理人として行為できるか?	アルメニアの居住者
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

² PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

AM. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

AM. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書AM. I に概説されている。

AM. 03 審査

国際出願は方式審査の対象とされ、国内段階移行日から6箇月後に公開される。実体審査後に国際出願が特許性の要件を充足している場合には、特許が付与される。国際出願の公開後、出願人又は第三者は、国内段階移行日から5年以内に審査請求を行うことができる。

AM. 04 委任状

出願人がアルメニアの居住者でない場合、委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書AM. II に示されている。

PCT Art. 28
41
PL Art. 50

AM. 05 出願の補正及びその時期

国内段階移行後2箇月以内であれば、明細書、請求の範囲及び図面を補正又は補充することができる。ただし、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件とする。

AM. 06 年金

初年度分の年金は特許付与手数料支払時又は第2年度特許期間の開始前のいずれか遅い日までに支払う。支払期日から6箇月以内であれば50%の割増料を伴い、引き続き年金を支払うことができる。各年度の年金は附属書AM. I に示されている。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis
PL Art. 36

AM. 07 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。審査段階における期間の遅滞は、期間不遵守の法的帰結に関する通知の郵送日から3箇月以内であれば附属書AM. I に記載する対応手数料の支払によって許容される。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
PL Art. 57

AM. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。国内官庁の最終決定に不服の場合、出願人は決定受領から3箇月以内に附属書AM. I に記載された審判手数料の支払に基づき審判部に審判を請求することができる。審判部の決定に不服の場合、出願人は決定受領から6箇月以内に裁判所に上訴することができる。

PCT Rule 49bis.1(a),(b)
76.5
PL Art. 12
29
50
53
54

PL Art. 46

AM. 09 短期特許

出願人が国際出願を基礎として、アルメニアにおいて特許に代えて短期特許の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為を実行する時点で国内官庁にその旨を表示する。短期特許出願は方式審査の対象とされ、更に国際出願が表面上は特許性の要件を充足しているものと思われる場合には短期特許が付与される。これに関して先行技術は、審査官の裁量下に置かれた資料と定義される。

AM. 10 出願変更

出願人は、出願公開日から遅くとも10業務日以内であれば、特許出願を短期特許出願に変更する請求を行うことができる。短期特許出願は、短期特許付与の決定前であればいつでも特許出願に変更することができる。変更後の出願は原出願の優先日を享受する。

AM. 11 ヌクレオチド及びアミノ酸の配列

国際出願に1つ若しくは複数のヌクレオチド又はアミノ酸の配列の開示が含まれている場合、出願人は、明細書の別個の部分として電子形式による配列リストを提出しなければならない。

手 数 料

(通貨：アルメニア・ドラム)

特 許

出願手数料 ¹	20,000
5個を超える各請求の範囲の追加手数料 ¹	5,000
優先権主張手数料, 各優先権 ¹	10,000
付与手数料 ¹	15,000
25枚を超える発明の明細書の公開手数料, 各用紙 ¹	2,500
審査の決定に対する審判手数料 ¹	25,000
期間不遵守に対する許容請求手数料 ¹	15,000
優先権回復手数料	10,000
特許出願を短期特許出願に変更する手数料 ¹	10,000

年 金¹

－第2年度及び第3年度, 各年	20,000
－第4年度及び第5年度, 各年	25,000
－第6年度及び第7年度, 各年	30,000
－第8年度及び第9年度, 各年	40,000
－第10年度及び第11年度, 各年	50,000
－第12年度及び第13年度, 各年	60,000
－第14年度及び第15年度, 各年	70,000
－第16年度及び第17年度, 各年	80,000
－第18年度から第20年度まで, 各年	100,000
－第21年度及び第22年度, 各年	130,000
－第23年度から第25年度まで, 各年	160,000

1 この手数料は、出願人が自然人又は従業員25人未満の法人の場合には75%、従業員25人～100人の法人の場合には50%減額される。

短期特許

出願手数料 ²	20,000
5個を超える各請求の範囲の追加手数料 ²	5,000
優先権主張手数料, 各優先権 ²	10,000
短期特許付与手数料 ²	25,000
25枚を超える発明の明細書の公開手数料, 各用紙 ²	2,500
審査の決定に対する審判手数料 ²	15,000
期間不遵守に対する許容請求手数料 ²	15,000
短期特許出願を特許出願に変更する手数料 ²	10,000

年 金¹

－第2年度及び第3年度, 各年	20,000
－第4年度及び第5年度, 各年	25,000
－第6年度及び第7年度, 各年	30,000
－第8年度及び第9年度, 各年	35,000
－第10年度	40,000

手数料の支払方法

手数料の支払はアルメニア・ドラムで行う。すべての支払には、出願番号（判明している場合には国内番号、国内番号がまだ判明していない場合には国際番号）、出願人の氏名・名称、及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。手数料は国内官庁宛の銀行為替手形によって支払うべきである。

2 脚注1を参照。

様 式（附属書AM. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 AM. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_am.pdf